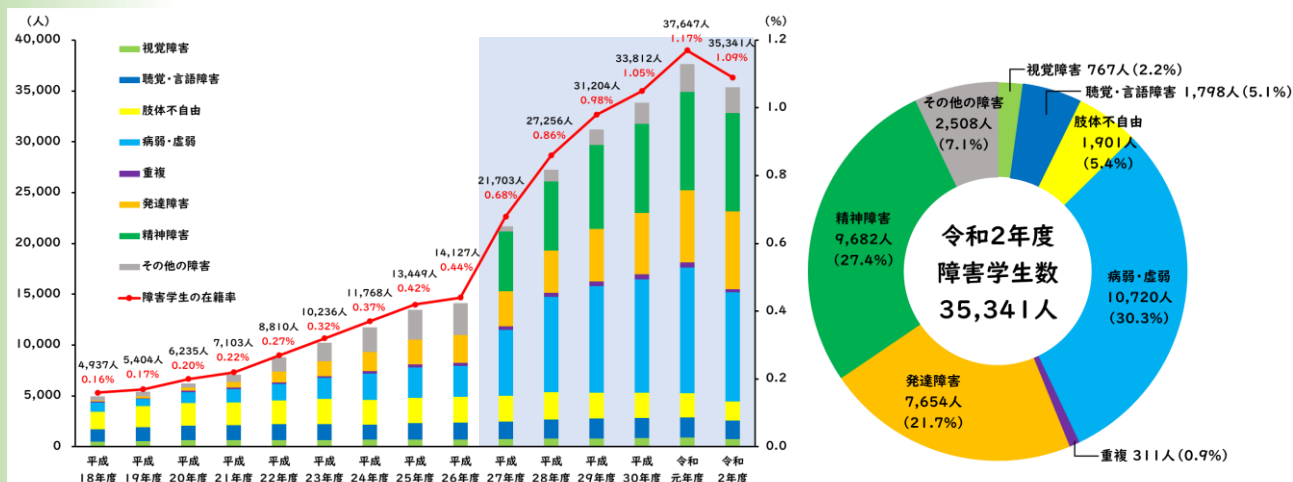


三重大学における 障害学生支援



大学における障害学生支援の動向

大学を含めた日本の高等教育機関で学ぶ障害のある学生は、年々増加しています。日本学生支援機構によると、平成30年度（2018年度）には、全学生数に対して障害学生が占める割合が1%を越えました。下図に近年の在籍状況を示しましたが、直近10年間でおよそ3.5倍に増えたことが分かります。



独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）『障害のある学生の修学支援に関する実態調査』

日本は平成26年（2014年）1月に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。本条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。第24条では、障害者が差別なく、他の者と平等に教育等の機会を確保するため、締約国においては「合理的配慮（Reasonable Accommodation）」を提供することを規定しています。

この条約の批准にあたり、国内では様々な法整備が行われました。平成23年（2011年）には「障害者基本法」が改定され、第4条に「差別の禁止」と「社会的障壁除去のための合理的配慮の提供義務」が追加されました。また、それを遵守するための具体的な措置等を規定するために、平成25年（2013年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布されています。同法が施行された平成28年（2016年）4月からは、障害のある者への「不当な差別的取扱いの禁止」が義務化され、国立大学法人では修学をはじめとした大学に関わる全ての事業において「合理的配慮の提供」が義務付けられました（2021年5月に同法の改正があり、私立大学を含む民間事業者においても合理的配慮の提供が法的義務となりました）。

「障害者差別解消法」の施行に先立ち、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が文部科学省に設置され、平成24年（2012年）12月には検討会報告としての「第一次まとめ」が公表されました。ここで、大学等における「合理的配慮」とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と定義され、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされました。

しかし、「第一次まとめ」以降、現場の体制整備が十分に進まず、「合理的配慮」に関しても、内容をどのように決定し、どの程度まで行う必要があるのか等、現場での判断の難しさが大きな課題となっていました。そこで文部科学省は、「障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）」を開催し、「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮」に関する具体的な考え方や大学等が取り組むべき主要課題の整理等について検討を行いました。同検討会報告は、平成29年（2017年）3月に「第二次まとめ」として公表されています。

障害の捉え方—『個人モデル』と『社会モデル』—

大学での障害学生支援を考える上で、まずは「障害をどのように捉えるのか」というポイントが重要です。そこで、障害の『個人モデル（医学モデル）』と『社会モデル』の2つの考え方を紹介します。

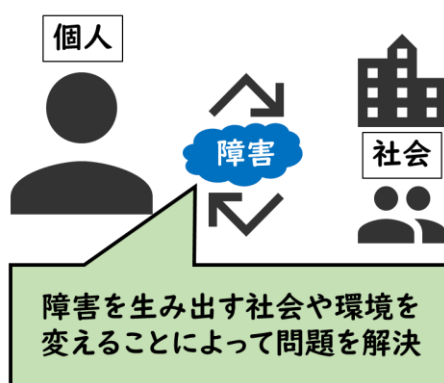
まず、『個人モデル（医学モデル）』とは、心身の機能の制限（例：見えない、聞こえない、歩けない、話せない）、英語では“インペアメント impairment”とされる部分を「障害」とみなす障害観です。障害は疾病や外傷、あるいはその他の健康状態により生じた「個人的」な問題として捉え、その解消には治療やリハビリテーション等の医療や個人の努力が必要という発想につながります。

一方の『社会モデル』とは、機能制限がある個人と社会的障壁（その個人のことを考慮しない社会の事物や制度、慣行、観念その他一切のもの）との相互作用の結果、様々な生活上の支障や困難が生じている状態、またはそれを生み出す社会の側の障壁を含めたもの、英語では“ディスアビリティ disability”とされる現象を「障害」とみなす障害観です。障害を「社会的」な問題として捉え、その解消には障壁（バリア）となる社会の側を変えることが必要という発想につながります。

障害の個人モデル（医学モデル）



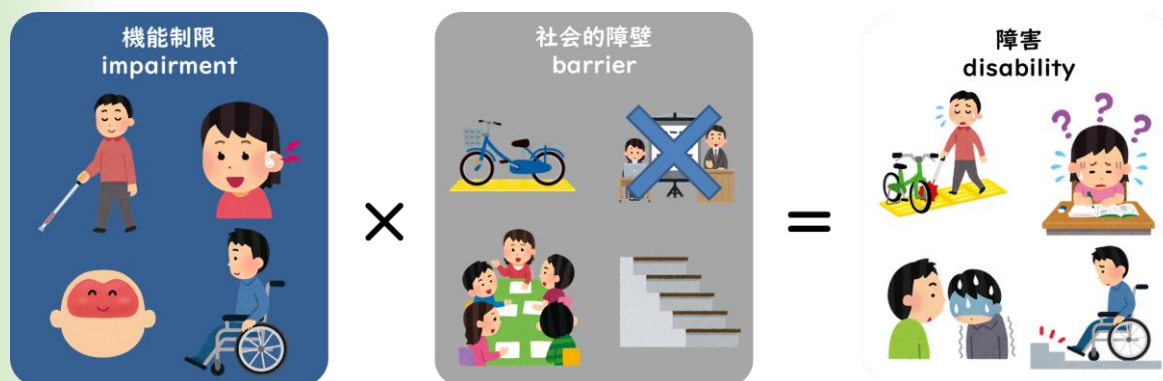
障害の社会モデル



「障害者権利条約」をはじめ、「障害者基本法」、「障害者差別解消法」、「障がい（障害）のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ、第二次まとめ）」はいずれも、後者の『社会モデル』の考え方が背景にあります。大学における障害学生支援のあり方を考える上でも、この『社会モデル』は不可欠なポイントとなってきます。

また、障害の社会モデルに基づく障害の捉え方は、下図のような関数関係にすると分かりやすくなります。個人の側の「機能制限（インペアメント）」と社会の側の「社会的障壁（バリア）」のかけ算によって「障害（ディスアビリティ）」が生じるという関係性です。

仮に個人が変わらずとも、社会的障壁がなくなれば（0になれば）、機能制限があっても社会の中で適応的に過ごすことができ、社会的に構成された障害は解消されます。したがって、個人が変わるというよりも、個人を取り巻く社会や環境を積極的に変えていこう（≡社会的障壁を除去していこう）という発想が重要となります。



用語の解説

平成28年(2016年)4月に施行された障害者差別解消法により、障害のある者への「不当な差別的取扱いの禁止」が義務化され、また国公立大学では修学をはじめとした大学に関わる全ての事業において「合理的配慮の提供」が法的義務となりました(施行当時、私立大学は努力義務でしたが、2021年5月に同法の改正があり、私立大学を含む民間事業者においても合理的配慮の提供が法的義務となりました)。

ここで、大学における障害学生支援におけるキーワードとしての「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮」という用語について解説します。

不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。

◎正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要。
一般的・抽象的な理由に基づく対応は適当ではない。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)より

また、差別には以下の種類があるとされています。

直接差別	間接差別	関連差別	合理的配慮の不提供
障害があることを理由に排除(または制限／不利益取扱)すること	一見中立的でも、障害があると参加が難しい慣例等をそのままにすること	障害に関連することを理由として排除すること	合理的配慮を提供しないこと
(例) ・障害があることを理由に入学や施設利用を拒否する ・本人の同意なく、障害があることを理由に他の人と異なる扱い(例:授業に参加させない)をする	(例) ・紙と鉛筆による筆記試験しか用意しない ・「みんな同じように扱う」という理由でリスニングの課題や試験を(情報保障なしで)全員に課す	(例) ・障害のある身内がいることによって家族が差別的扱いを受ける ・車椅子や盲導犬を理由に施設利用を拒否する	(例) ・視覚障害のある受験生が、問題用紙の拡大印刷や点字の試験問題を求めたにもかかわらず、それを提供をしない

● 不当な差別的取扱いの例

【機会の提供の拒否】

- ・受験、入学の拒否
- ・授業受講や研究指導の拒否
- ・施設等の利用サービスの提供拒否

【条件を付ける】

- ・保護者の同行を求める
- ・情報保障手段を用意できないという理由で、授業や行事等への参加を拒否

【場所・時間等の制限】

- ・オフィスアワーに、障害のある学生に対してのみ制限を設ける
- ・本人の同意なく、障害のある学生だけのクラスやグループ等を編成する

三重大学障がい学生支援セミナー2019『障害学生支援における合理的配慮のポイント』(講師:船越高樹先生)資料を一部改変

合理的配慮

障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。

大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

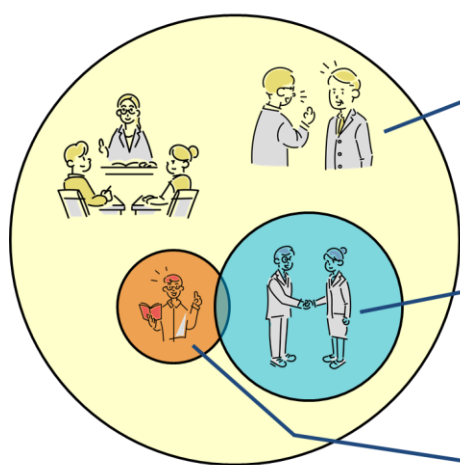
◎問題は社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという「社会モデル」の考え方にに基づき、社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われる。

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）より

大学の中では、様々な形で支援や配慮が行われます。合理的配慮は、その中でも制度として大学から提供されるものであり、学生本人と大学による対話を通じて、個々の学生の状態・特性に応じかつ大学の過重な負担にならない範囲で提供されるものになります。

一方で、個々の教員の思いやりによる工夫や指導といった形で提供される「教育的配慮（教育的対応）」というものがあります。各教員の裁量による個別対応になりますが、可能な範囲で実施、提供されることが望ましいものであり、両者を組み合わせながら支援・配慮を行うことが理想的な形です。

合理的配慮とその他の支援・配慮の違い



大学で実施される支援や配慮

【教育活動の一環としての学生支援】

- 思いやり、支え合い、手伝い、支援、サポート、配慮
- 教育的配慮（教育的対応）…教員の個々の工夫
⇒ 教員側の「思いやり」の発露として提供されるもの
個々の教員のさじ加減で実施されるため、教員間でムラが生じる

合理的配慮はさまざまな支援や配慮の一部

【制度としての合理的配慮】

- 教育機関として設定したルールのもと、障害のある学生本人の意思表明をスタートに双方の建設的な対話を通して検討、実施されるもの
- 対話を通して妥当性を吟味し、学生と大学がお互いに納得した上で提供される
⇒ 本人や関係の教職員の同意なく提供されることはありません

【学内の支援部署で提供される学生支援】

- 学生相談や保健管理、障害学生支援等の担当部署で提供される専門的支援（カウンセリング等）
- 必要に応じて合理的配慮の一端を担う場合がある（連携支援）

三重大学障がい学生支援セミナー2019『障害学生支援における合理的配慮のポイント』（講師：船越高樹先生）資料を一部改変

合理的配慮の決定手順

- ① 障害学生からの申出（意思表示）
※ 意思表示が難しい場合はその支援を行う
- ② 障害学生と大学（学部）による建設的対話
- ③ 内容決定の際の留意事項の確認・合意形成
- ④ 決定内容のモニタリング

内容決定の際の留意事項

- ◆ 合理的配慮の申出内容が教育に関わる場合、
 - ・ 教育の目的
 - ・ 教育の内容
 - ・ 教育の評価に関する本質的な部分を確認し、
- ◆ 本質が不当な差別的取扱いに該当しないことを確認した上で
 - ・ 本質を変えず
 - ・ 過重な負担にならない範囲で配慮内容の決定、場合によっては教育の提供方法の変更を行う。

Q. 教育の「本質」とは何か どこにあるのか

A. 3つのポリシーとシラバス ⇒ 教育の本質の明確化

ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)	どのような力を身に付けたものに卒業を認定し、学位を授与するのかを定めたもの。
カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)	どのような教育課程を日達し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定めたもの。
アドミッション・ポリシー (入学受入れの方針)	どのように入学者を受け入れるかを定めたもの。受け入れる学生に求める学修成果を示す。具体的評価方法は募集要項等で公開。
シラバス (授業計画)	授業で修得すべきもの、授業方法、授業計画、評価基準を明記。

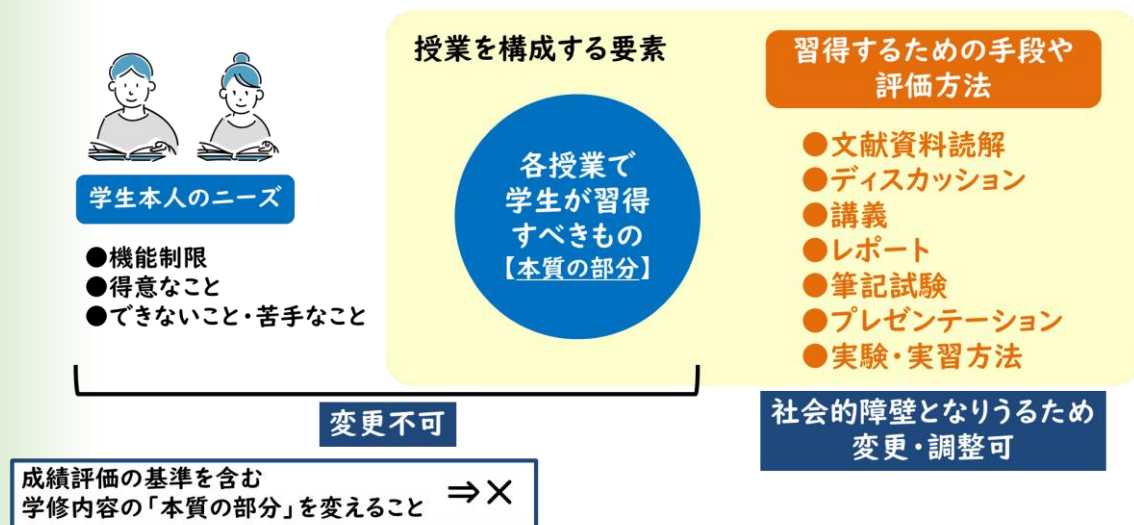
●合理的配慮で変更・調整できる部分とできない部分

【変更・調整できない部分】

- × 障害学生本人のニーズ
- × 学部教育や各授業において習得を求められているもの（目的）
- × 成績評価の基準

【変更・調整できる部分】

- ある知識や技能の習得という目標を達成するための手段
- ある知識や技能の習得という目標の達成を評価するための方法

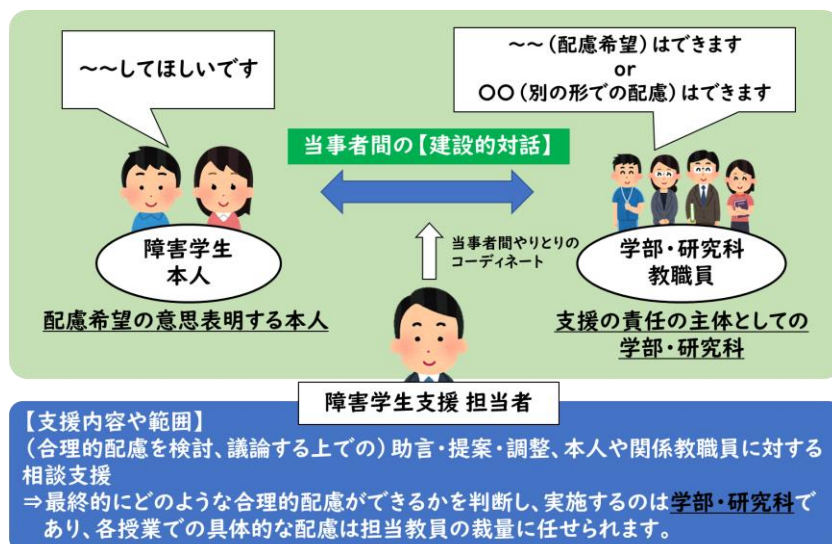


●合理的配慮に関する対話の構造と障害学生支援担当者（コーディネーター）の役割

合理的配慮に関する対話は、配慮を申し出る学生本人と、支援の責任の主体である学部・研究科の教職員の当事者間で行われることが基本的な対話構造です。この対話が建設的なものになり、双方が納得できるものとして合意形成がされるよう、当事者間のやりとりの調整（コーディネート）を行うのが、障害学生支援担当者となります。また、配慮が実施されて以降、学生本人や配慮に関わる教職員に対して、必要に応じた相談支援も行います。

したがって、最終的にどのような合理的配慮を行うかを判断し、責任をもって実施するのは、障害学生支援センターの担当者ではなく、学生が所属する学部・研究科となります。さらには、各授業での個別具体的な配慮の判断は、各授業担当の教員が判断、実施することとなります。

また、配慮を申し出た学生の皆さんは、授業ごとに実施できる配慮が異なる可能性があるので、どのような配慮が実施されるかについて、配慮が開始された早い段階で各授業担当教員に確認するようにしましょう。



障害学生支援センターの紹介

三重大学では、障害学生支援の拠点として「障害学生支援センター」を設置しています。何らかの障害や疾患等の理由によって、学修上・大学生活上の悩みや問題が生じた場合、あるいは授業上の配慮を希望する場合の相談に応じ、適宜学内外の関連機関と連携しながら支援にあたるところです。本学の学生や教職員はもちろん、学生の保護者の方、その他学外の関連機関の方にご利用いただけます。

開室時間

月曜日から金曜日 10時00分～17時00分
(土日祝日、上記時間外は基本的に閉室しています。)

場 所

総合研究棟Ⅱ 3階
(1階正面玄関を右折、保健管理センターの上)

連絡先

TEL:059-231-9903

E-mail:2525shien@ab.mie-u.ac.jp

HP:<https://www.mie-u.ac.jp/life/supportstudents/>



主な活動

- ・障害のある学生の大学生活に関する相談・支援
- ・修学上の配慮に関わる部局や教職員との連携・調整
- ・学生に関する保護者や教職員に対するコンサルテーション
- ・障害のある学生学生の修学支援や就職支援に関する情報提供
- ・全学的な支援体制の調整
- ・支援機器の整備と貸出
- ・障害学生支援に関する学内外の理解啓発活動
- ・障害のある学生学生をサポートする学生の養成・派遣
- ・学外の支援機関・大学・地域のリソースとの連携やネットワーク形成
- ・教養統合科目「現代社会理解実践(障害学生支援実践)」の開講・運営

相談・問い合わせ方法

初めて相談・問い合わせいただく場合は、以下の方法があります。

- (1) 上記連絡先に電話またはメール
- (2) 直接来室

また、相談の形態については、

- ・対面
- ・オンライン (Zoom)
- ・電話
- ・メール 等、

ご希望される形で実施します。



修学上の配慮を受けるまでの流れ

大学における修学上の配慮は、「合理的配慮」の考えに基づいて実施されます。「合理的配慮」とは、障害や疾病等の理由によって様々な活動への参画が困難な学生に対し、大学が過重な負担にならない程度において、その障壁（バリア）となっているものを除去したり、代替手段や支援を提供することによって、他の学生と同等の機会を得られるようにすることです。その内容は、学生本人が申し出た支援内容、学生本人の特性や状況、実施する大学・学部等における体制を踏まえ、総合的に判断されます。三重大学では、以下の流れに沿って修学上の配慮に関する手続きが進みます。

STEP1 窓口相談

自分の障害や困っていること、希望する配慮などについて、障害学生支援センターまたは所属学部・研究科の教職員にまずはご相談ください。

なお、配慮の申請にあたっては、その配慮が妥当かを判断するための根拠資料を求めることがあります。根拠資料の例を以下に示しますので、いずれかをご用意いただくと申請が円滑に進みます。

- ・障害者手帳の種別・等級・区分認定
- ・適切な医学的診断基準に基づいた診断書
- ・標準化された心理検査等の結果
- ・学内外の専門家の所見
- ・高等学校・特別支援学校等での大学等入学前の支援状況に関する資料

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）より

STEP2 合理的配慮申請書の作成・提出

相談結果に基づきながら、合理的配慮の申請書を作成し、所属学部・研究科に提出します。申請書は、障害学生支援センターで受け取るか、センターHPの「学生のみなさんへ」にあるフォーマットをダウンロードし、必要事項をご記入の上提出してください。

URL: <https://www.mie-u.ac.jp/life/supportstudents/student/>

※学期の始め（前期は4月、後期は10月）から配慮を希望する場合は、
およそ1ヶ月前（前期の配慮は2月下旬～3月上旬、後期の配慮は8月
下旬～9月上旬ごろ）を目安に、申請書を作成・提出してください。



QRコード

STEP3 配慮内容に関する合同面談の実施

学生本人の配慮の申出をスタートとし、配慮に関わる関係者が出席する合同面談を行います。この合同面談によって、具体的な配慮内容に関する方針や情報共有の範囲などが検討、共有されます。その後、大学内の協議を経て内容が決定されます。情報共有の範囲（どの範囲まで自分の状況や配慮について知っておいてほしいか）の希望を踏まえた配慮を行っていくため、情報共有の範囲に関する同意書もご記入いただくことになります。

※この合同面談では、「障害等を理由とする合理的配慮申請書」の申請内容に基づいて話し合いが行われるため、事前または合同面談時に申請書を提出するようにしてください。

STEP4 修学上の配慮の実施

決定された配慮内容は、各授業の担当教員への配慮依頼文書を通して伝達されます。それに基づき、授業上の配慮が実施されます。ただし、具体的にどのような配慮を行うかは個々の授業によって異なる可能性があるため、前期・後期の授業開始後なるべく早い段階で担当教員に確認し、具体的な配慮について話し合いましょう。

また、一度決定された配慮内容であっても、その後の大学生活の状況に応じて変更・調整が可能です。変更をご希望される場合は、各種相談窓口にご相談ください。

学生サポーター（ACS学生委員会）

障害学生支援センターでは、障害学生を支援するサポーター学生の養成・派遣を行っています。ACS学生委員会（障害に関する学生委員会）は、サポート活動はもちろん、障害の有無に関わらず、三重大学に入学・在籍する学生が充実した大学生活を送れるよう、様々な活動を行っています。

主な活動内容

- ・授業や試験、研究等の学生生活を送る上でのサポート（ノートテイク・パソコンテイクによる情報保障、移動支援、映像教材の字幕付け作業等）
- ・障害についての基礎知識、サポート方法などの学習
- ・マスコットキャラクターの作成
- ・広報の作成
- ・学生相互のサポートを広げていくための交流イベント企画
- ・他大学の障害学生支援担当部署の見学、サポーターとの交流
- ・バリアフリーマップの作成



障害支援マスコットキャラクター
「サポートフレンズ」（通称サポフレ）

活動場所

ピアサポートルーム（総合研究棟Ⅱの3階）

ご関心のある方へ

週に1回、お昼の時間にピアサポートルームにてミーティングを開催しています。直接ピアサポートルームまたは障害学生支援センターに来室されるか、ACS学生委員会のSNS等からお問い合わせください。

E-mail: mieuni.acs@gmail.com

Twitter: @Miedai_ACS

Instagram: acs_mie_u

ATライブラリー

障害学生支援センターでは、様々な機能制限を支援する機器を整備しています。学生生活を送る上での使用を希望する学生や、支援機器の導入を検討されている学部・研究科等に対して、貸出を行っています。

ATライブラリーに所管されている支援機器の種類や貸出方法については、障害学生支援センターHPの「ATライブラリー」のページをご覧ください。



QRコード

障害学生支援センター「ATライブラリー」

URL: <https://www.mie-u.ac.jp/life/supportstudents/at/>

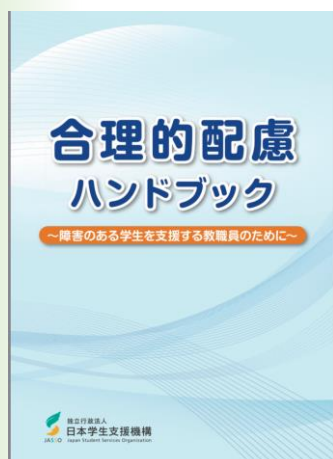
また、障害学生支援センターは情報保障アプリ「UDトーク」の法人向けアカウントを所有しています。UDトークは、コミュニケーションのユニバーサルデザインを支援するアプリとして、クラウド型音声認識サーバーを経由して音声情報を文字化することができます。授業等の教育活動上で使用する場合は、規約により有料プラン（法人向けプラン）を使用する必要がありますので、授業等での情報保障のための使用をご希望される場合は、上記ウェブページにある「アカウント申請フォーム」よりお申込みください。

参考資料



独立行政法人日本学生支援機構(2015)．教職員のための
障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版) 独立行政法
人日本学生支援機構

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_information/shien_guide/index.html



独立行政法人日本学生支援機構(2018)．合理的配慮ハンド
ブック～障害のある学生を支援する教職員のために～ 独立行
政法人日本学生支援機構

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_information/handbook/index.html



竹田一則(2018)．第1章 総論 竹田一則(編) よくわかる!
大学における障害学生支援——こんなときどうする?——
(pp.1-9) ジアース教育新社

<https://www.kyoikushinsha.co.jp/book/0469/index.html>

